

元代前半期の碑刻に見える科擧制度用語（上）

—元代石刻札記—

森 田 憲 司*

Some Legal Terms Concerning the Civil Service Examination in
the Inscriptions under the Mongol Rule (1234–1300) (I)

— Notes on Yuan Inscriptions —

Kenji MORITA

はじめに

1. 元朝における科擧の成立
2. 前進士（以上今號）
3. 進士
4. 郷貢進士

はじめに

中國史研究における有力な史料群として、石刻史料がある。近時、石刻書の影印出版が盛んとなり、入手が容易になったこともあって、各時代史の研究に利用されつつある。當然、元朝史の研究にとっても役立つものであるはずであるが、実際には、あまり利用されているとは言えない。その理由の一つとして、石刻史料の集成の段階での不充分さがあげられるであろう。すなわち、《金石萃編》と《八瓊室金石補正》という、収録範囲が中國全體にわたり、しかも、基本的な史料を網羅しており、信頼できる文献であるとされる石刻書が、いづれも、金朝をその収録対象の下限としていて、元朝の石刻を取り上げていないという点である¹⁾。《兩浙金石志》、《山右石刻叢編》、《山左金石志》などの、一地方を単位とした石刻書が、元代までをその対象として、それぞれの地域の石刻を収録しており、各々すぐれた書物ではあるが、中國全體にわたる元代碑刻の集成は未だなされていないのである²⁾。目録類としては、古くは《據古錄》、最近では《石刻題跋索引》があって、元朝までを採録の対象としているが、本文を直接眼にすることが出来ず、隔靴搔痒の感を否めない。従って、元朝の石刻史料を研究の材料とする時には、まず、石刻そのものの集成からはじめる必要がある。しかも、その集成にあたっては、上記の因地著録の書をはじめとする石刻書に止まっていたのでは不十分であり、各方志類の“金石”や“藝文”といった部分に収録されている史料の検討をも行なわねば、充分なものとはならないのである。それにもかかわらず、《元史》はもとより、《元典章》をはじめとする、この時代特有の史料によってもカバーしきれない元朝史の部分の部分を明らかにしてくれる、というメリットを

* 史學研究室（昭和57年9月30日受理）

考えれば、今後、元朝史研究者による石刻の積極的な利用が期待される。

以下、元代の碑刻を取り扱って研究を進めていく過程で気がついた問題を取り上げ、考えていきたいと思う。“元代石刻札記”と名付けたゆえんである。しかし、何分にも、現存する地方志類の量は膨大であり、しかも、元朝史研究のための史料という視点からの整理は全く行なわれていない。従って、以下の文章でも、史料の整理と提示が一つの目的となるであろう。筆者も、現在調査と集成をすすめてつある途中であり、この文章は、その途上での産物であって、完全な方志類の調査の上にならざる報告ではない。この論文で使用したもの以外にも、関連する碑刻で、未だ眼にしていないものも少なくないと考えられる。諸學の御教示をお願いしたい。

1. 元朝における科擧の成立

さて、今回の“札記”の対象としては、元代前半期の碑刻に見える、科擧制度にかかわる用語を取り上げたい。とくに、“前半期”と時期を限ったのは、周知の如く、元朝において科擧制度が確立し、最初の進士が誕生するのは、延祐2年（1315）になってのことであるにもかかわらず、元初の碑刻を見ていくと、それ以前にも、科擧制にかかわる用語、すなわち、“前進士”、“進士”、“郷貢進士”などが用いられているのを眼にすることについて、これら延祐以前の用例の指すものと、その持つ意味について考えたいと思うからである。すなわち、ここでいう“元代前半期”とは、延祐の科擧以前を指している。もちろん、延祐以後の碑刻にも、これら科擧制度にかかわる用語は出てくるが、それは、元朝の公式の制度に基くものと考えて、今回の検討からは除外したい³⁾。

まず、最初に、延祐の科擧実施以前の状況について整理しておきたい。元における科擧制度については、筋内互が、“元代社會の三階級”（《蒙古史研究》所収）の中で論じたのははじめとして、その後も幾人かの先學が論考の対象としている。また、史料としては、《元史》には、科擧に関する記事が、卷81“選舉志1 科目”と、卷92“百官志8 科目”とに分載されている。先行の諸研究を参照しつつ、とくに選舉志の記事を中心としてまとめると、次のようになる。

太宗が金を滅したあと、耶律楚材は、“儒術”によって士を選ぶことを請い、太宗の納れるところとなった。太宗の9年（1237）以後、朮忽朮と劉中とが、諸路をまわって考試を行なっている（戊戌の選試）。しかし、これは一回きりで中斷してしまった。この間の事情については、安部健夫の“元代知識人と科擧”（《元代史の研究》所収）の中で論じられているが、何故に中斷したのか、など疑問の點が多い⁴⁾。しかし、漢人達の科擧制度実施への欲求は強く、以後もしばしば、漢人達は、皇帝に對して、科擧の実施を求める上奏を上っている。また、“選舉志”によると、世祖の時代だけでも、至元4年（1267）、11年（1274）、21年（1284）年などに、こうした上奏をうけて、制度の整備が命ぜられたが、科擧の実施には至らなかった。そして、仁宗の皇慶2年（1313）になって、李孟の上奏をうけて（元史卷175 李孟傳）、11月に科擧実施を命ずる詔敕が出されたが、實際に、廷試までの各段階の試験が完了し、護都答兒、張起巖をそれぞれの狀元とする、モンゴル・色目、漢人・南人、合計56人の進士及第者が發表されたのは、延祐2年（1315）3月のことであった。以後、一時的な中斷はあるが、計16回の科擧が元朝の治下で行なわれたのである。

ただし、延祐以前にまったく考試が行なわれなかったわけではない。大島立子氏が“元代の儒戶について”（《中嶋敏先生古稀記念論集》下巻 1981）の中で整理しているよう

に、主として戸籍における“儒戸”の選別を目的とした試験があり、延祐以前に、前述の戊戌の選試(1238)の他、壬子(憲宗2年=1252)や至元13年(1276)にも行なわれていたことが、史料によって確認される。華北の舊金領に関しては、どうやら、至元13年の選試の結果が、儒戸身分の最終判定材料となったようである。

また、有高巖は、《元史》に列傳のある人物を対象として、チンギス汗の即位(1206)から、世祖が元という國號を定めた至元8年(1271)までについて、どのような方法によって任用されたかを16に分類しているが⁵⁾、確に、元朝における仕途は、多岐であった。これら延祐以前の各種の考試や、元代における官吏の任用方法の問題にも眼を配りつつ、以下、元代碑刻における科擧關係の用語について考えていきたい。

2. 前 進 士

まず最初に取り上げるのは、“前進士”という語である。本来一つの資格である“進士”に“前”という字がつくのは、奇異な感じがするが、以下に掲げるように、筆者が見出したものだけでも、元代前半の碑文の中に十数例ある。

“前進士”という語は、元のみではなく、唐代の史料の中にも見出される。唐代における“前進士”の語については、《資治通鑑》の胡三省註や、顧炎武の《日知錄》が取り上げている。ただ、それぞれの解釋は少し異なっており、顧炎武は、唐代には、(禮部試に)及第するまでを“進士”と言ひ、及第した後を“前進士”と呼んだとしており、胡三省は、進士に及第して後、無官の場合に“前進士”と謂ったとする⁶⁾。唐代における“前進士”については、愛宕元氏に、その具體的用例や歴史的意義について言及した論文がある⁷⁾。ただし、元代の碑刻の場合には、唐代とは異なった意味に用いられていることは、以下に見ていく通りである。

まず、現在までに収集した用例のうちから、“前進士”の肩書を持つ人物で、他に關連する史料のある者を取り出し、その意味するところを考えてみよう(配列は、碑刻の年次の順とした)。

(a) 元好問(1190—1257)⁸⁾

(i) “重修宣聖廟州學記”(趙州石刻全錄卷2) <癸卯年=1243> 撰者

(ii) “署大中大夫劉公墓碑”(民國鄒平縣志卷17) <至元10年=1273> 撰者

元好問といえば、金一代を代表する詩人であるが、彼は、金の滅亡後、官には就かず、憲宗の7年(1257)に死んでいる。彼の登第が、金の興定5年(1221)であることは、金史卷126の父元德明の傳に付された彼の傳記によってわかる。

(b) 李治(1192—1279)⁹⁾

“重修宣聖廟州學記”(趙州石刻全錄卷2) <癸卯年=1243> 書丹

李治については、現在では、《測圓海鏡》12卷の撰者として、數學史の方でむしろ有名であるが、《國朝名臣事略》卷13に收められている彼の傳記によれば、金の正大7年(1230)に詞賦進士に登第しており、元になってからは、至元2年(1265)に召されて、翰林學士に拜せられている。

(c) 李俊民(1176—1260)

“重修大成觀記”(山右石刻叢編卷24) <己酉年=1249> 撰者

この“大成觀記”でも、文頭の銜名では、“狀元”と名乗っているように、金の承安5年(1200)の狀元である(元史卷158本傳)。元になってからは、世祖フビライに近く、そ

の潛邸時代には、毎日のように召されていたという。

(d) 謝良弼

“濟南行省郎中王公祖考之碑”（道光章邱縣志卷14）〈己酉年=1249〉 篆額

この人物については何もわからないが、《道光濟南府志》卷39“選舉1 金制科”に名が見え、“章邱人，進士”とある。

(e) 張泰亨

“靈惠公新廟碑”（乾隆歷城縣志卷24）〈甲寅年=1254〉 撰者

元代の史料に張泰亨という人物が何名か見えることが、《元人傳記資料索引》（王德毅他編）によってわかるが、うまく合う人物はいない¹⁰⁾。又、元初の山東の碑文の中に、他にも彼の手になるものはあるが（例えば、この碑の翌年の日付のある“鄭康成廟碑”が、《乾隆淄川縣志》卷7に收められている）、撰者の銜名を移録しているものがないため、比較検討できない。本碑の銜名が“濟南路參議前進士”となっているから、いづれにせよ、元朝に仕えていたものと思われる。

(f) 段成己（1199—1279）

“河中府新修廟學碑”（山右石刻叢編卷26）〈至元16年=1279〉 撰者

虞集撰の“稷山段氏世表”（國朝文類卷56）には、“登正大進士第，主宜陽簿，及內附朝廷特授平陽提舉學校官，不起”とあって、彼が金の哀宗の正大年間（1224—31）の進士であることがわかり、この碑の銜名が、“宣授平陽路提舉學校官前進士”となっているのと附合する。段氏は、現在の山西省の南西部にある稷山縣の名門であったらしい。

(g) 宋革

“鄭成先塋碑”（乾隆諸城縣志卷15）〈至元21年=1284〉 撰者

“重義顯親示後碑”（民國重修莒志卷52）〈至元27年=1290〉 撰并篆額

この人物については、他に傳記史料はないが、“鄭成先塋碑”を収める《乾隆諸城縣志》の卷15“金石・下”には、至元19年から28年（1282—91）にかけての年記を持つ碑刻が、彼の撰や書として著録されており、そのうち至元19年の“重刻零泉碑記”では、“密州學正”，“鄭成先塋碑”では“前漕貢進士密州學官”，“重義顯親示後碑”では“前漕貢進士密州學正”となっている。従って、この時期に密州の學校官であったとは確かである。

(h) 王應麟（1223—1296）

“慶元路重建儒學記”（兩浙金石志卷14）〈至元29年=1292〉 撰者

“宋太府丞史公墓誌”（越中金石記卷7）〈元貞元年=1295〉 填諱

王應麟は、淳祐元年（1241）に僅か19才で登第し（宋史卷438本傳）、官界生活の多くを中央の高官としてすごしたが、南宋滅亡後は、鄞縣（今の寧波）に隱棲した¹¹⁾。

(i) 俞浙

“新昌縣學改創泮水記”（越中金石記卷7）〈大德2年=1298〉 題額

“故宣慰節齋陳公祠堂記”（兩浙金石志卷14）〈大德4年=1300〉 撰者

《兩浙金石志》卷10“紹興府進士題名三”により、開慶元年（1259）の進士とわかる。《宋元學案》卷49（晦翁學案下）には、宋の滅亡後は、“杜門講學”したとする。

(j) 趙由漳

“嘉興路重修廟學記”（兩浙金石志卷14）〈大……年，大德□年か〉 立石

この人物については、史料が全くないが、その登第の年は、《乾隆敕修浙江通志》卷129選舉7、によれば、咸淳元年（1265）である。又、この碑の銜名は、“前進士泰州錄事”とあるから、元朝に出仕していたことがわかる。

(付) 康曄・王盤、戴表元

前の2人については、《元史》卷159宋子貞傳に、“(宋)子貞作新廟學，延前進士康曄・王盤爲教官，招致生徒數百人”とある。王盤(1202—1293)は、元史卷160に傳があり、金の正大4年(1227)の進士で、元の翰林學士承旨。康曄については、多くはわからないが、閻復はその弟子であるという(元史卷160閻復傳)。また、戴表元(咸淳7年=1271登第)の、《剡源戴先生文集》を見ると、文末に“前進士”と名乗っている例がいくつかある(卷9, 10, 13)。碑刻以外での“前進士”の用例として、付記しておきたい。

以上で、手もとにある元代の“前進士”達のうち、對比する史料のあるものについて記しおわった。以上の作業の結果、次のことがわかる。一つには、“前進士”という語は、地の文の中によりも、碑の撰者や筆者の銜名の一部として出てくることの多い單語であり、従って、“進士”同様、肩書として意識されていたと考えられることである。さらに、“前進士”の指す具體的内容は、これまでに列記したところでも明らかなように、金や南宋で登第し、進士の資格を得ていることを指す。これら個人の肩書として見える例以外でも、趙孟頫に“完州前進士題名記”という一文があり(松雪齋文集卷4)、これも金代完州(現在河北省)の進士のリストであって、同じ意味に用いられている。このように、同じ“前進士”とはいっても、前に觸れた唐代のものとは、その内容を異にしている。既に滅亡した王朝における進士號を、王朝が交代しても、一つの肩書として名乗っていること自體が興味深い、それは何故であろうか

一つの理由としては、例えば、王應麟や俞浙に代表されるように、元朝に仕えることを潔しとしなかった人々にとって、前朝から受けた進士號を名乗ることは、亡國に對する思慕の情を示すものであったのかもしれない。《兩浙金石志》が、俞浙のこの肩書を取りあげて、“前進士と書いているのは、故國を忘れない氣持を寓したものである”¹²⁾と述べているのは、一面で正しいであろうし、清朝治下の金石志の編者にとっては、何か共感するものがあつたのかもしれない。

しかし、上でも見てきたように、全ての人々が元朝に仕えなかったわけではない。仕えた人々も亦、一つの肩書として、“前進士”の語を用いているのは、もう少し異なつた、言いかえれば、積極的な意味を、この肩書が持っていたからではないだろうか。元朝における對漢人知識人政策の面から、もう少しこの問題を考えてみたい。

元朝においては、科擧の實施こそ遅れ、合格者の總數も少なかったが、その統治機構の中から、舊金や舊南宋の士人達を全く排除していたわけではない。中下層官僚(元において、他の時代のように、單に官と胥とを分けることは、適當ではなく、このように概括的な表現を用いたい)には、漢人が充てられ、漢土統治の實務は彼等によって行なわれていた。牧野修二氏は《元代勾當官の體系的研究》(1979)で、その制度について詳細な研究を行なっている。これら中下層官僚の體系の中へ入っていくにあつても、“儒人”達には、独自のルートが開かれていたし、その屬する“儒戶”身分には、免役の特權が與えられていた。世に“九儒十丐”という語が喧傳され、元朝治下での士人達の不遇のみが強調されるが、それは、一面的な理解であろう。そして、そうした人事及び身分のチェックで問題となるのは、やはり、士人としての教養であつた¹³⁾。前朝の進士であることは、即ち、“儒戶”とは結びつかないが、士人として、一定の能力を持つことを證明するものであつたことは確かである。

元代の史料で、前代の進士の特別待遇について、具體的に述べたものは多くはないが、

その中には、はっきりと“前進士”の語を用いて、一つの資格として取り扱っているものがある。それは、《廟學典禮》に含まれているいくつかの規定である。《廟學典禮》という書物は、現存する内容から考えるに、元の大徳年間（1297—1307）に、浙東のどこかで廟學關係の事務用例規集として編まれたものと思われる史料であり¹⁴、現在我々が眼することのできる本は、《四庫全書》編纂のおりに《永樂大典》から抽出されたものが、《四庫全書珍本初集》に影印されたものである。

さて、その中に、學校官を採用する場合の資格や手續についての規定が含まれており、次のように定められている。

まず一つは、尙書省が至元25年（1288）12月に出した割付に引用されている“江淮并進南選取教官格例”である。そこには、路の總管府が學校官の適任者を中央に推薦する場合の手續が記されているが、“前進士”については本人の年令・本貫・科擧登第年・曾て出仕したかどうか、について届け出ることとされている。これに對し、“不係前進士人員”は、提擧儒學、按察司の臨席のもとでの經書及び詩賦についての試験を受けねばならなかった¹⁵。

もう一つ、江浙行省の大徳5年（1301）6月の割付に引かれている“江淮學官格例”では、やはり學校官の任命に關して、各路の儒學提擧の選任にあたっては“前進士の相應しき人を選んで充てる”と定められ、各路の學校の教授については、“前進士及び、學問該洽にして士行修潔、衆に推服される者”を提刑按察司が上申することとなっている¹⁶。

これら二つの規定を見ると、前進士であることが、儒人としての能力を持つことの證明として扱われており、一つの資格としての働きを持っていたことがわかる。だからこそ、碑文の撰者達は、“前進士”と名乗ったのではないだろうか。ただ、以上2つの規定は、いづれも學校官への任命にあたってのものであり、他の官職一般に擴大できるかどうか疑問は残るが、註16の史料にも見えるように、元朝では、學校官も他の中下層官僚へのルートの一つでもあったことや¹⁷、前掲の碑刻の撰者達の地位を考えれば、より一般的な意味・機能を持っていたと考えてよいであろう。（未完）

註

1. 正確に言うると、《金石萃編》の卷158,9は、金と題されているものの、元の中統年間にまで、その對象を及ぼしている。
2. 元朝の碑刻を集成したものとして、すぐに思い浮ぶのが、蔡美彪の《元代白話碑集錄》(1955)である。確に、原碑に據ったものの他、典據として金石書や地方志の類を註記している。しかし、對象が白話碑に限定されていることはともかくとしても、その集成の方法に問題があり、不十分な點の少なくないことについては、田中謙二氏による書評（東方學報 京都第26冊 1956）において指摘されている。
3. “進士”や“鄉貢進士”はともかくとして、“前進士”についても、延祐以後にあらわれる。とくに、延祐2年の狀元である張起巖がしばしば用いている。手許にある用例としては、“福山縣脩學記”（《民國福山縣志》卷6 延祐5年=1318），“管民百戶鄧英墓碑”（《光緒文登縣志》卷4下 延祐5年=1318），“重修尊經閣記”（《濟寧金石志》卷3 後至元3年=1337）などがあり、元統元年（1333）の進士である宇文公諒などにも用いている例がある。彼等は、れっきとした元朝の進士であり、ここで問題としている延祐以前の人々とは事情が異なる。唐代の故事を踏えた雅稱ではないかと考えるが、確證はない。
4. この戊戌の選試については疑問が多く、安部健夫も“初めから戊戌の選試が一回きりのものとして舉行されたのか、それとも普通の科擧の豫行的なものとして繼續を豫期されていたのだが何

らかの故障妨害のために一回きりで終わらざるをえなくなったのであるか、この点どうもはっきりしない”としている（《元代史の研究》14頁）。その点については、《秋澗先生大全文集》巻58の“渾源劉氏世德碑銘”の中に、“歲戊戌詔試儒人，先生（劉邨）就試，魁西京，遷充山西東路攻試官”とあり、戊戌の合格者から、次の試験官を選んでおり、元朝に試験續行の意志のあったことをうかがわせる。

5. 有高巖 “元代科舉考”（史潮2—2 1932）
6. 日知錄卷16 進士條原註
唐人未第稱進士，已及第則稱前進士
資治通鑑卷253 廣明元年三月辛未條胡三省註
進士及第而於時無官，謂之前進士
7. “唐代後半における社會變質の一考察”（東方學報 京都第42冊 1971）註(6)の唐代における前進士の定義についての史料は、この論文中的愛宕氏の指摘に基いた。
“唐代の郷貢進士と郷貢明經—「唐代後半期における社會變質の一考察」補遺”（東方學報 京都第45冊 1973）
8. 元好問が“前進士”を名乗っている碑刻として、もう一つ《金石萃編》巻158にある“楊振碑”がある。これは、彼の親しい友人で、後にその神道碑も元好問が書くことになる楊奐の父、楊振の墓碑である。この碑は、“前進士河東元好問撰”となっている他、名は讀めないが、書丹は“前進士武功□□”であるし、篆額も“前進士華陵□□□”である。本文の缺落もひどいが、楊振の没年が、貞祐3年（1215）と推測でき、翌年に葬られたことがかろうじてわかる。単純に考えれば、金代の用例ということになるが、立碑のいきさつが全く書かれておらず、従って、いつ立てられた碑文なのか不明であるため、ここでは保留しておきたい。
9. 彼の名については、《元史》の本傳（巻160）のように李治と作る史料もあるが、石刻その他の材料に基いて、李治とすべきであることは、例えば余嘉錫によって論じられている（《四庫提要辨證》巻12 “測圓海鏡”條）。
10. 幾人かの張泰亨のうち、《元史》巻166に傳のある張泰亨は、やはり山東の人であり、氣になるが、碑が“長山張泰亨”と名乗っているのに對し、元史の方は、“堂邑縣人”とあって、同じ山東といっても離れていることや、父の“管軍百戶”を襲って以後、一貫して武人の道を歩んでいることなどから、別人と考える。
11. この他に、慶元路の儒學にあった“九先生祠”のために書いた碑文の中で、王應麟が“前進士”と名乗っていたらしいことが、《延祐四明志》巻13學校攷上の記事でわかる。
12. 兩浙金石志卷14 陳公祠堂記
其在宋時曾經入仕，而此碑系銜仍書前進士，亦莫不忘故國之意也。
13. “儒戶”については、既に引用した大島立子氏の論文が取り上げているが、“儒戶”であることが、現實の社會でどのように機能したのか、又、漢人達が、“儒戶”になることや、“儒戶”であることについて、どのように意味付けていたのか、など、考えなければならぬ問題が多いし、儒戶達のコアとしての學校の機能についても考える必要がある。この最後の点については、牧野修二氏が“元代生員の學校生活”（愛媛大學法文學部論集文學科編13）で論じている。
14. こう考えるのは、収録されている文書のうち、最も年代の降るものが、大德5年（1301）6月であること、各文書の往復過程を見ても、地方官廳として見えるのが、主として、江浙行省さらには浙東道の各地である故である。
15. 廟學典禮卷2 學官格例
一 前進士人員，從本路學校公衆，推舉士行修潔堪充教授者，具解本人年甲籍貫・於何年某人榜下登科・曾無歷仕，的的正身保申，本路總管府移牒按察司，體覆，相應，令本路總運的本牒文，申覆合于上司，移咨都省，依例施行（下略）
一 不係前進士人員，若有學問該博，年高德劭，為衆所推，堪充教授者，依上公衆保舉，經

各道提擧，同本道按察司文資正官，公坐出題，當面引試所習經賦各一本全篇，考校文理優長中程式者，繳連的本并按察司公文用印封銓，令總管府保結，申覆合干上司，除所試程文，或本人別有所業文字，並許繳呈，依上移咨都省，依例施行似爲允中，不如依格者，別無定奪

16. 廟學典禮卷6 山長改教授及正錄教諭格例

今擬到江准學官格例，乞照詳都省，除革罷各道提擧學校官并訓導提調錢糧等官聞奏外，餘准所擬，仰照驗施行，數內開項，該，（中略）例儒學提擧擬從七品，以前進士到選相應人充，三年爲一任，滿日再歷別路一任，依例於司縣官內選用，其已除資品高者，依驗前資陞轉。各路教，擬從八品，以前進士及學問該治士行修潔爲衆推服，提刑按察司體覆，申臺呈省到部相應人充，三年爲一任，滿日再歷別路一任，依例於從八品司縣官內選用

17. 一般的に言って，學校官には，官界での敗殘者の救済ポストというイメージがある。元朝でも，科擧施行後には，數度にわたって科擧に落第し，高齡となってしまった人々を學校官に任命している（元史卷81選舉志1 科目）。しかし，學校官には，歲貢儒人の推薦という任務もあるし，一方で，地域社會に對して果した知的役割についても，もう少し評價する必要があるように考えており，別稿で論ずる豫定である。

Summary

The civil service examination was reopened in 1315, under the Mongol rule. The author's investigation concerning the inscriptions carved before the reopening shows the existence of such terms about the examination as “前進士”，“進士”，“鄉貢進士”.

It is pointed out in this paper how “前進士” was actually used and that the term was a self-appellation of a successful candidate under the Chin and Southern Sung dynasties. And the qualification obtained by him during the preceding dynasty was helpful to enable him to become a government official in the Yuan dynasty.